

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

1 現年度分

(1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和5年度			令和6年度	
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
			%	%	円	人	%
町税	町税	総務部税務課	99.5	100.0	4,692,392	141	99.6
保育所保育料	強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	100.0	100.0	0	0	100.0
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育こども部教育総務課	100.0	100.0	0	0	100.0
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	100.0	99.7	7,800	1	100.0
生活保護法78条徴収金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	—	—	—	—
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	1.3	1,320,494	3	—
生活保護法63条返還金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	—	—	—	—
生活保護法63条返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	28.7	7,703,440	5	—
町道占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	100.0	—	—	—	—
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.7	136,800	2	100.0
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	—	—	—	—
法定外公共物占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.9	946	1	100.0
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.8	10,500	2	100.0
町営住宅補修等費用（個人負担分）	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	—	—	—	—
奨学貸付金返還収入	私債権	教育こども部教育総務課	100.0	0.0	20,400	1	100.0
過年度就学援助費返還金	私債権	教育こども部教育総務課	100.0	—	—	—	—
小学校給食費	私債権	教育こども部教育総務課	100.0	99.9	3,000	1	100.0
中学校給食費	私債権	教育こども部教育総務課	100.0	99.9	25,378	2	100.0
常任委員会等録音物反訳業務違約金	私債権	議会事務局議会総務課	—	—	—	—	—

- ※1 「町税」（債権名）とは、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税及び都市計画税の総称
- ※2 平成26年6月30日以前に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、非強制徴収公債権
- ※3 平成26年7月1日以後に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、強制徴収公債権
- ※4 平成30年9月30日以前に町長が支弁した保護費の費用に係る返還金は、非強制徴収公債権
- ※5 平成30年10月1日以後に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、強制徴収公債権（一部例外あり）

(2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和5年度			令和6年度	
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
			%	%	円	人	%
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	97.3	97.2	18,002,434	258	97.1
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	99.8	99.7	1,782,578	40	99.8
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部高齢介護課	99.6	99.6	2,292,860	68	99.6

(3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和5年度			令和6年度	
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
			%	%	円	人	%
水道料金	私債権	上下水道部業務課	91.0	90.0	53,703,645	14,173	91.0
下水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	79.0	78.6	102,292,994	14,821	79.0
受益者負担金	強制徴収公債権	上下水道部業務課	97.0	98.0	748,360	3	97.0

- ※7 令和6年5月31日現在での実績徴収率は99.7%、滞納額は1,751,794円（720人）
- ※8 令和6年5月31日現在での実績徴収率は98.1%、滞納額は9,012,509円（600人）

備考 公営企業会計は、他の会計と異なり出納整理期間(☆)がないため、納期限が翌年度に属する現年度分債権は、その全部又は一部が3月31日の決算時点において未納の状態となる。それゆえ、公営企業会計の滞納額には、その納期限前の未納債権の額も含まれている。

☆ 年度末までに確定した債権債務について、現金の未収未払の整理を行うために設けられた翌年度4月1日から5月31日までの期間のこと。

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

2 滞納繰越分

(1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和5年度						令和6年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
町税	町税	総務部税務課	円 155,043,788	円 16,279,598	% 10.5	円 8,385,615	% 5.4	円 486,379	円 150,864,186	円 14,181,233	% 9.4
保育所保育料	強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	848,780	100,000	11.8	40,000	4.7	0	808,780	120,000	14.8
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育こども部教育総務課	0	—	—	—	—	0	0	—	—
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	6,600	0	0.0	0	0.0	0	14,400	7,800	54.2
生活保護法78条徴収金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	8,881,679	300,175	3.4	169,000	1.9	0	8,712,679	245,175	2.8
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	4,025,309	267,200	6.6	154,200	3.8	847,974	4,343,629	121,000	2.8
生活保護法63条返還金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	0	—	—	0	—	0	0	0	—
生活保護法63条返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	670,800	145,800	21.7	95,800	14.3	575,000	7,703,440	120,000	1.6
町道占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	0	—	—	—	—	—	—	—	—
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	200,000	200,000	100.0	200,000	100.0	0	136,800	136,800	100.0
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	7,000	7,000	100.0	7,000	100.0	—	—	—	—
法定外公共物占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	0	—	—	—	—	—	946	946	100.0
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	17,500	17,500	100.0	17,500	100.0	0	10,500	10,500	100.0
町営住宅補修等費用（個人負担分）	私債権	都市創造部都市計画課	104,000	104,000	100.0	104,000	100.0	—	—	—	—
奨学貸付金返還収入	私債権	教育こども部教育総務課	837,800	42,200	5.0	0	0.0	0	858,200	43,000	5.0
過年度就学援助費返還金	私債権	教育こども部教育総務課	0	—	—	—	—	0	0	—	—
小学校給食費	私債権	教育こども部教育総務課	223,709	—	—	70,000	31.3	0	156,709	54,850	35.0
中学校給食費	私債権	教育こども部教育総務課	96,900	—	—	30,600	31.6	0	91,678	32,080	35.0
常任委員会等録音物反訳業務違約金	私債権	議会事務局議会総務課	21,785	21,785	100.0	0	0.0	0.0	21,785	21,785	100.0

(2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和5年度						令和6年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	円 55,611,422	円 14,514,581	% 26.1	円 13,497,187	% 24.3	円 2,536,608	円 57,580,061	円 14,625,335	% 25.4
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	2,181,911	1,071,318	49.1	974,645	44.7	0	2,989,844	1,375,328	46.0
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部高齢介護課	4,059,860	1,008,870	24.8	834,550	20.6	964,480	4,553,690	1,127,039	24.8

(3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和5年度						令和6年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
水道料金	私債権	上下水道部業務課	円 51,290,984	円 50,778,084	% 99.0	円 50,699,206	% 98.8	円 87,635	円 54,207,788	円 53,665,710	% 99.0
下水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	107,709,448	107,494,029	99.8	107,414,445	99.7	34,128	103,157,666	102,951,350	99.8

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町税〔町税〕（総務部税務課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>「翌年度に繰り越さない」を念頭に、早期納付を促すため、納付勧奨を実施した。 また、管理職を含めた打合せを行い、困難案件の相談や今後の進行管理等、課内における情報の共有を図り、担当職員の意識及び能力の向上に努めた。 さらに、令和5年度から導入した地方税統一QRコードによる電子納付を開始、令和6年度より個人住民税・法人町民税に拡充できるよう整備した。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、早期納付を促すための納付勧奨を実施する。 また、納付が困難な方に対しては、分割納付や徴収猶予の相談など生活実態に即したきめ細かな対応を行う。</p>
<p>【滞納繰越分】 高額滞納者案件を大阪府と府内市町村が共同で徴収事務を行う、大阪府域地方税徴収機構へ引き継ぐとともに、本町では従来どおり積極的に滞納整理を行った。その一方、納付の意思があるものの、失業や廃業、病気等により納付が困難な滞納者に対しては、きめ細やかな納付相談（分割納付や徴収猶予）や滞納処分停止等、法令を順守した滞納整理に努めた。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、高額滞納及び徴収困難である案件を大阪府域地方税徴収機構へ引き継ぐとともに、本町でも従来どおり積極的に滞納整理に努める。 また、滞納処分についても、早期解決を念頭に、財産調査や納税交渉等を精力的に実行するが、納付が困難な方に対しては、分割納付や徴収猶予の相談など生活実態に即したきめ細かな対応を行う。</p>

○保育所保育料〔強制徴収公債権〕（教育こども部子育て支援課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2回続けて引落しができなかった世帯には、文書催告に加えて電話催告を行って納付を促した。 また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、納付指導を徹底して納付意識の向上に努めた。 これらにより、前年度に続いて全額を徴収することができた。</p>	<p>【現年度分】 2回続けて引落しができなかった段階で、電話による催告若しくは在籍園を通じた催告又は納付指導を徹底して行う。 催告等に従わず悪質な滞納と認められる場合には、現年度中における滞納処分の執行を視野に入れつつ、滞納の未然防止及び早期徴収の取組に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 滞納者に対して電話催告や臨戸訪問等で積極的納付を促し、また、納付誓約書を提出してもらうことで、納付意識の向上及び資力に応じた継続的な回収に努めた。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き分納管理の徹底及び残高通知等による積極的納付の意識付けを図るとともに、納付誓約書に従い毎月の回収を進めていく。 また、法令上整理をすることが適当であると認められる債権については、これを適切に整理することにより一層適正な債権管理を図る。</p>

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○学童保育室保育料〔非強制徴収公債権〕（教育こども部教育総務課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2回続けて引落しができなかった世帯には、電話催告を行って納付を促した。また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、納付指導を徹底し、納付意識の向上に努めた。これらにより、短期かつ少額のうちに滞納金を徴収することができ、全額を徴収することができた。</p>	<p>【現年度分】 2回続けて引落しができなかった段階で、電話による催告又は納付指導を徹底して行う。催告等に従わず、悪質な滞納と認められる場合には、強制執行手続等を視野に入れつつ、滞納の未然防止及び早期徴収の取組に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 設定なし。</p>	<p>【滞納繰越分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。</p>

○し尿処理手数料〔非強制徴収公債権〕（都市創造部環境課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 文書による督促等を行っているが、1名滞納が発生している。</p>	<p>【現年度分】 臨戸訪問などを行い、徴収率100%を目指す。</p>
<p>【滞納繰越分】 滞納者2名のうち、1名は死亡、残りの1名は連絡が取れない状態である。死亡者1名については、相続人の有無について確認を行うため、戸籍謄本の請求等により、相続人調査を行うこと、また、連絡が取れない債権者に対しては、過去に行った現地調査に加え、申請時の住所地自治体に対し住民票請求、財産照会を行う等の追跡調査を行うことも考えられるが、いずれも費用対効果を鑑み実施していない。</p>	<p>【滞納繰越分】 滞納者2名とも令和6年度中に時効が成立するため、不納欠損処分を行う。</p>

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○生活保護法78条徴収金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 新規設定なし。</p>	<p>【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 4件設定。2件は福祉事務所管理の分納を継続。 残りの2件の内1件は、分納が8回分、もう1件は3回分不履行となった。</p>	<p>【滞納繰越分】 4件設定。2件は福祉事務所管理による分納を継続。 残りの2件の内1件は、督促、催告を行い、納付が無ければ訴訟手続きを進める。 もう1件については、裁判所に少額訴訟債権執行申立を行った。</p>

○生活保護法78条徴収金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 3件設定。1件は一括納付により完納。 残りの2件内1件は、納付がなかった。もう1件については、福祉事務所管理により生活保護法63条徴収金を納付しているため、全て未納である。</p>	<p>【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 8件設定。2件は分納により完納。3件は分納を継続（内、福祉事務所管理2件）。 1件については、相続人に納付催告したが、納付が無かったため、納付義務承継通知を行った。もう1件については、非強制徴収公債権分を優先に納付しているため、全て未納である。残りの1件は、相続人全員が相続放棄をしたため、不納欠損処分を行った。</p>	<p>【滞納繰越分】 8件設定。3件は分納を継続。3件の内2件は福祉事務所管理により完納となる予定。残り5件の内、1件については、令和5年度に続き非強制徴収公債権を優先に納付するため、納付は見込めない。2件については、相続人（2名）に滞納処分を行うため、財産調査を実施する。1件については、納付催告を行い、納付が無ければ滞納処分にむけて事務を進める。1件については、生活保護法63条徴収金を納付しているため、納付は見込めない。</p>

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○生活保護法63条返還金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
【現年度分】 新規設定なし。	【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。
【滞納繰越分】 設定なし。	【滞納繰越分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。

○生活保護法63条返還金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
【現年度分】 11件設定。7件は一括納付により完納。残りの4件の内2件は福祉事務所管理による分納を継続。残り2件はいずれも納付がなかった。	【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。
【滞納繰越分】 4件設定。3件は分納により完納。1件は一部は福祉事務所管理により分納し、残額は相続人全員が相続放棄したため不納欠損処理を行なった。	【滞納繰越分】 4件設定。2件は福祉事務所管理による分納を継続。残りの2件の内1件は、設定額の確定後に徴収事務を進める。もう1件については、督促状を送付し、自主納付がなければ、滞納処分に向け財産調査を実施する。

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町道占用料〔強制徴収公債権〕（都市創造部都市計画課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 令和5年度は100%徴収しており、今後も適正な徴収に努める。</p>	<p>【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し、文書、電話等による催促や臨戸訪問を継続的に実施し、すみやかに納付が成されるよう徴収事務を行うとともに、島本町道路占用料徴収条例第6条の規定に基づく延滞金の徴収を実施する。</p>
<p>【滞納繰越分】 設定なし。</p>	<p>【滞納繰越分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。</p>

○町営住宅使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99.7%となった。</p>	<p>【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。</p>
<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成した。</p>	<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、必要に応じて生活自立相談窓口を案内するなど、福祉施策の活用もしつつ、未収金の早期回収を図る。</p>

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町営住宅駐車場使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施した結果、実績徴収率100%となった。</p>	<p>【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。</p>
<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成した。</p>	<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、未収金の早期回収を図る。 また、滞納額の解消が見込めない長期滞納者に対しては、島本町営住宅条例に基づく駐車場使用許可の取消を行う。</p>

○法定外公共物占用料〔非強制徴収公債権〕（都市創造部都市計画課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し電話等により督促を行うなど適正な徴収事務を行っている。滞納繰越分については、令和6年2月3日より本町管理の法定外公共物となった土地の占用について申請手続き等に時間を要し支払期日が5月24日となったため、出納閉鎖期間中の会計処理が間に合わず実績徴収率が99.9%となった。</p>	<p>【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し、文書、電話等による催促や臨戸訪問を継続的に実施し、すみやかに納付が成されるよう徴収事務を行うとともに、島本町法定外公共物管理条例第6条の規定に基づく延滞金の徴収を実施する。</p>
<p>【滞納繰越分】 新規設定なし。</p>	<p>【滞納繰越分】 令和5年度滞納繰越分については、令和6年5月24日付けで納入したと占有者に確認済み。</p>

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町営住宅共益費〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99.8%となった。</p>	<p>【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。</p>
<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成した。</p>	<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、必要に応じて生活自立相談窓口を案内するなど福祉施策の活用もしつつ、未収金の早期回収を図る。</p>

○町営住宅補修等費用（個人負担分）〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 町営緑地公園住宅の入居者負担による修繕費用を確実に納付させるため、文書・電話等による催促を行った結果、実績徴収率100%となった。</p>	<p>【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し文書・電話等による催促を行い速やかに納付が成されるよう徴収事務を行うとともに、必要に応じて分割納付による回収を行うこととする。</p>
<p>【滞納繰越分】 町営緑地公園住宅の入居者負担による修繕費用を確実に納付させるため分割納付にした結果、分納計画どおりに回収が進み実績回収率100%を達成した。</p>	<p>【滞納繰越分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。</p>

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○奨学貸付金返還収入〔私債権〕（教育子ども部教育総務課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 返還実績が不十分であった奨学生に対し、電話、厳重なる文書に加え、臨戸訪問による催告を数度行ったものの、いずれからも何ら反応がなかった。</p>	<p>【現年度分】 複数月分の返還遅滞等があった場合には、文書又は電話により催告し、早期の回収を図り、今年度で完納するよう促す。また、定期的に返還状況を通知することにより、奨学生等に対し返還意識の啓発を図る。</p>
<p>【滞納繰越分】 返還実績が不十分であった奨学生に対し、適切な滞納整理に向け、情報の整理と収集に努めた。</p>	<p>【滞納繰越分】 滞納がある奨学生等に対し、引き続き文書のほか、臨戸訪問等により催告し、なおも返還に応じない場合には、強制執行手続への移行について具体的な検討を進める。</p>

○過年度就学援助費返還金〔私債権〕（教育子ども部教育総務課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 新規設定なし。</p>	<p>【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 設定なし。</p>	<p>【滞納繰越分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。</p>

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○小学校給食費〔私債権〕（教育子ども部教育総務課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し、文書及び電話による催告を定期的を実施した結果、実績徴収率99.9%となった。</p>	<p>【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し文書及び電話等による催促を行い速やかに納付が成されるよう徴収事務を行うこととする。</p>
<p>【滞納繰越分】 滞納者に対し、文書や電話により催告し、未収金の回収に努めた。</p>	<p>【滞納繰越分】 滞納者に対し、引き続き文書のほか、電話及び臨戸訪問等により催告し、未収金の回収を進める。</p>

○中学校給食費〔私債権〕（教育子ども部教育総務課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し、文書及び電話による催告を定期的を実施した結果、実績徴収率99.9%となった。</p>	<p>【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し文書及び電話等による催促を行い速やかに納付が成されるよう徴収事務を行うこととする。</p>
<p>【滞納繰越分】 滞納者に対し、文書や電話により催告し、未収金の回収に努めた。</p>	<p>【滞納繰越分】 滞納者に対し、引き続き文書のほか、電話及び臨戸訪問等により催告し、未収金の回収を進める。</p>

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○常任委員会等録音物反訳業務違約金〔私債権〕（議会事務局議会総務課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
【現年度分】 新規設定なし。	【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。
【滞納繰越分】 平成29年3月1日をもって破産手続が廃止されているが、その後、官報により動向を注視した。	【滞納繰越分】 引き続き、官報により動向を注視する。

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

3 取組評価等

(2) 特別会計

○国民健康保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険年金課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 滞納者との納付相談の際には、滞納繰越額を増加させないよう現年度分納付を優先して折衝を行った結果、実績徴収率が97.16%と、令和4年度と比べて0.43ポイント上昇した。</p>	<p>【現年度分】 納付が困難な者に対してはきめ細やかな、納付相談等に応じ、現年度を納付と並行した滞納額の解消、または滞納保険料を発生させないように努める。上半期の高額現年度分未納者に対しては、早期に財産調査を開始し、年度内の滞納処分を実施する。</p>
<p>【滞納繰越分】 毎月の督促に加えて、年3回の催告状の送付を実施した。徴収支援員1名の配置による、滞納者全件の財産調査、資力が確認できた世帯に対して滞納処分を行ったほか、今年度は破産事件に係る交付要求2件、税務課による不動産差押への参加差押1件による例外的な高額回収により、実績回収率は目標回収率は下回ったものの24.27%と、昨年度から0.82ポイント上昇した。</p>	<p>【滞納繰越分】 新規の滞納世帯を重点的に財産調査を実施し、資力のある世帯について滞納処分を含め、積極的に徴収を行っていくことにより、早期に納期内納付者へと改善を図っていく。また、年金ネットを活用し、社会保険加入済みであるにもかかわらず、資格喪失手続きを行っていない者の資格整理を継続し、滞納調定額の適正化に努める。</p>

○後期高齢者医療保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険年金課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 新規資格取得者への被保険者証送付時に口座振替勧奨を行い、また納付期日未納者に納付勧奨通知を送付により滞納を防ぐ取組みに努めた。結果として徴収率99.67%となり、前年度同様の高水準を維持した。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、毎月年齢到達時の資格取得者に対し、被保険者証送付時に口座振替の勧奨を行うとともに、現年度滞納者に早期に催告書を送付し、年齢到達時の資格取得時以降の滞納を防ぎ、滞納保険料を発生させないように努める。上半期の段階で未納が発生している滞納者には早期に財産調査を開始し、年度内に滞納処分の手続きを進め、高い水準の徴収率の維持及び改善に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 滞納者に対し、催告書、電話催告、滞納者全員の財産調査を行い資力の有無を判断したうえで、差押え予告書を送付した。徴収率は目標水準を下回ったものの44.66%と前年度から6.31ポイント上昇した。</p>	<p>【滞納繰越分】 催告書の早期送付により、滞納額の増加抑制に努める。加えて、長期滞納者には分納誓約、滞納処分による時効管理を意識し、納付強化に努める。</p>

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

3 取組評価等

(2) 特別会計

○介護保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部高齢介護課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 保険料の納付が確認できない場合は督促状を送付し、それでも納付が確認できない場合は催告書を送付するなど、保険料の自主納付を促した。その結果、実績徴収率が目標徴収率を達成する99.6%となった。</p>	<p>【現年度分】 引き続き督促状及び催告書を送付し、保険料の自主納付を促すことに努める。あわせて、保険給付の対象者については、給付制限の制度説明と電話等による納付勧奨を行う中で、保険料の自主納付を促すことに努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 催告書の送付を複数回行い、保険料の自主納付を促したものの、実績回収率が目標回収率を3.6ポイント下回る21.2%となった。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き催告書の送付を行い、保険料の自主納付を促すことに努める。あわせて、差押可能な財産があった場合の差押執行を含む滞納整理に努め、目標回収率達成を目指す。</p>

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

3 取組評価等

(3) 公営企業会計

○水道料金〔私債権〕（上下水道部業務課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2か月に一度の給水停止を実施し徴収強化に努めたが、目標徴収率に達成することができなかった。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、2か月に一度の給水停止を実施し徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>
<p>【滞納繰越分】 催告書の送付や給水停止を実施したが、目標徴収率に達成することができなかった。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、2か月に一度の給水停止を実施し徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>

○下水道使用料〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めたが、目標徴収率に達成することができなかった。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>
<p>【滞納繰越分】 2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めたが、目標徴収率に達成することができなかった。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、滞納者の実態把握を行い、納付の勧奨を進めていく。</p>

令和6年度徴収計画／令和5年度実施状況

3 取組評価等

(3) 公営企業会計

○受益者負担金〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

令和5年度における取組の評価	令和6年度における取組の方針
<p>【現年度分】 今年度は目標徴収率に達することができた。</p>	<p>【現年度分】 前納報奨金制度の周知など、納期内納付の勧奨を進めるとともに、下水道への早期の接続も併せて進めていくことで、受益者負担金への理解を得ながら、徴収事務を進めていく。</p>
<p>【滞納繰越分】 長期滞納者は全て収納することができた。</p>	<p>【滞納繰越分】 納付書の送付により、納付漏れの防止に努める。</p>